

代議員の職務上の責務に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第14条の権限を行使するための責務について定めるものである。

(責務)

第2条 代議員は、学会活動への貢献のため次の責務を果たすものとする。

- (1) 代議員会への出席
- (2) 本医学会からの各種アンケートへの回答
- (3) 学術集会や研修会の企画運営への協力
- (4) その他学会活動への貢献に資する責務

(履行状況の把握)

第3条 理事長は、必要に応じ各代議員の職務の履行状況を集計し理事会に報告する。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附則

本内規は、平成24年4月21日より施行する。